

随意契約理由

本工事は大阪府淀川警察署十三東交番の建替事業に伴い、当該建物の撤去工事を行うものです。

当該交番の建替事業は、元淀川区役所跡地の再開発事業に伴い、開発地に建設予定の専門学校（学校法人履正社）の建物 1 階部分に組み込んで移設するため、高松建設株式会社が請負業者として工事施工しているところです。

既存交番の敷地も含めて再開発事業として整備しているため、既存交番撤去工事と外構整備を一体的に工事する必要あり、専門学校（1 階部分に交番）の新築、外構整備を行っている高松建設株式会社以外に、実施できるものがほかにいないため、同社を見積りの相手方として見積りを聴取し、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を行うものとする。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積りを省略することとする。